

訪問看護重要事項説明書

Ⅰ 訪問看護事業者の概要

名称・法人種別	YMG 株式会社
代表者	山口 恵美
所在地（住所）	福岡県京都郡みやこ町犀川本庄 334-1
（電話）	0930-55-2552
（FAX）	0930-55-2553

Ⅱ 事業所の概要

事業所名称	はるかぜ訪問看護ステーション
所在地	福岡県京都郡みやこ町犀川本庄 334-1
提供可能サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	4067390080
管理者氏名	山口 恵美
連絡先	090-4774-2552
サービス提供地域	みやこ町 行橋市 赤村 他、相談に応じます。

事業所の職員体制について

職種	従事するサービス種類・業務	人員
看護師	訪問看護	8名（常勤1名）
理学・作業療法士・言語聴覚士	リハビリテーション	2名
居宅介護支援専門員	居宅介護支援	3名

営業時間

営業日	平日（月～土）	日・祭日
営業時間	午前8時30分～午後5時	休み

サービス提供時間

サービス種類	平日（月～土）	日・祭日
訪問看護	午前9時～午後5時	休み

＊8/13～8/15 年末年始（12/30 から 1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

＊上記サービス提供時間及び曜日については、必要時随時相談に応じます。

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、下記を運営の方針とし、下記の目的を遂行することができるよう努めます。

- 当ステーションは、利用者に対し、療養上の世話、病状の観察、医師の指示に基づく医療処置、リハビリテーション、家族への介護指導などの訪問看護サービスを提供します。実際のサービス内容は、ケアプラン（介護保険の場合）又は訪問看護計画書に基づき決定します。訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- 当ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。

3. 当ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

IV 費用

1. 利用者負担金は、次の 4 種類に分類されます。
 - (1) 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の 1～3 割）
 - (2) 医療保険に係る利用者負担金（費用全体の 1～3 割）
 - (3) 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
 - (4) 運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）
2. その他
 - (1) 交通費・・・交通費は不要です。地域対象外も含む。
 - (2) 衛生材料費・・・利用者の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。ステーションで準備する場合、実費負担となります。
 - (3) 利用者負担金は、翌月の 10 日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは通帳引落、口座振り込みでお支払いください。
 - (4) 上記の利用者負担金は、「月 1 回のサービス提供分で「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10 割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9 割）を請求することになります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
 - (5) 介護保険給付対象外サービス・・・訪問看護と連携して行われた死後の処置は、ステーションが掲げている自費扱いとなります。
 - (6) その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。
 - (7) 営業日以外に緊急訪問の際は、場合によって 1 回につき 1,000 円の加算をいただきます。

V キャンセル料

利用者さまの都合により、サービスを中止する場合も以下のキャンセル料は頂きません。

利用日の 2 日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	無料

VI 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	病院名	主治医名	電話番号
緊急連絡先①	氏名	続柄	電話番号

VI 市町村介護保険相談窓口

窓口	みやこ町介護福祉課
	0930-32-8032
	行橋市介護保険課
	0930-25-1111
	赤村住民福祉係
	0947-62-3000
	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口
	092-642-7859
	福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部
	0947-49-1093

Ⅶ 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

電話番号：0930-55-2552

相談担当者：山口 恵美

相談または苦情の連絡があった場合、迅速に改善策を立て、必要であれば全職員に周知し、対応させていただきます。

Ⅷ 事故に対応する常設の窓口（連絡先）担当者を設置

電話番号：0930-55-2552

相談担当者：山口 恵美

事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故の連絡があった場合、状況に応じて迅速に改善策を立て、必要であれば全職員に周知し、対応させていただきます。

Ⅸ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 山口 恵美（管理者）
2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

Ⅹ 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無：実施なし

Ⅺ 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

1. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
6. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為看護職員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

訪問看護ステーションからのお願い

利用者・家族との信頼関係をもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

○職員に対す売的金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物を受けとる事も事業所として禁止しております。また、金銭・貴重品等の管理にご協力ください。

○ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつないでいただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

○暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

暴力又は乱暴な言動

- ・ものを投げつける
- ・刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する 等

セクシュアルハラスメント

- ・訪問看護、介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる 等

その他

- ・訪問看護、介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為 等

介護保険利用料金一覧表（介護予防訪問看護）

		料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費（1回）	(1)所要時間 20 分未満の場合	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
	(5)理学療法士等による訪問の場合 1 日に 3 回を超えて訪問看護を行った場合 (50/100)	2,840 円	284 円	568 円	852 円
加算	複数看護師等 所要時間 30 分未満の場合	2,540 円	254 円	508 円	762 円
	所要時間 30 分以上の場合	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
	長時間訪問看護加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	緊急時訪問看護加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	(1) 特別管理加算 (I)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	(2) 特別管理加算 (II)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	初回加算 (I)	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
	初回加算 (II)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	口腔連携強化加算	500 円	50 円	100 円	150 円
	訪問看護処遇改善加算	(基本サービス費 + 各種加算・減算) の総単位数 × 1.8%			

介護保険利用料金一覧表（訪問看護）

		料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費（1回）	(1)所要時間 20 分未満の場合	3,140 円	314 円	628 円	942 円
	(2)所要時間 30 分未満の場合	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
	(3)所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
	(4)所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
	(5)理学療法士等による訪問の場合 1 日に 2 回を超えて訪問看護を行った場合 (90%)	2,940 円	294 円	588 円	882 円
加算	複数看護師等 所要時間 30 分未満の場合	2,540 円	254 円	508 円	762 円
	所要時間 30 分以上の場合	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
	長時間訪問看護加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	緊急時訪問看護加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	(1) 特別管理加算 (I)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	(2) 特別管理加算 (II)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	ターミナルケア加算	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	初回加算 (I)	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
	初回加算 (II)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	口腔連携強化加算	500 円	50 円	100 円	150 円
	訪問看護処遇改善加算	(基本サービス費 + 各種加算・減算) の総単位数 × 1.8%			

医療保険利用料金一覧表

訪問看護	料金	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 回まで 5,550 円 週 4 回以降 6,550 円	555 円 655 円	1,110 円 1,310 円	1,665 円 1,965 円
訪問看護基本療養費Ⅱ 【看護師】	同一日に 2 人まで 週 3 回まで 5,550 円 週 4 回以降 6,550 円	555 円 655 円	1,110 円 1,310 円	1,665 円 1,965 円
【理学療法士等】	同一日に 3 人以上 週 3 回まで 2,780 円 週 4 回以降 3,280 円 同一日に 2 人 5,550 円 同一日に 3 人以上 2,780 円	278 円 328 円 555 円 278 円	556 円 656 円 1,110 円 556 円	834 円 984 円 1,665 円 834 円
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊時)	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
難病等複数名訪問看護加算	看護師の場合 4,500 円 准看護師の場合 3,800 円 理学療法士等の場合 4,500 円 看護補助者の場合 3,000 円	450 円 380 円 450 円 300 円	900 円 760 円 900 円 600 円	1,350 円 1,140 円 1,350 円 900 円
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 4,500 円 同一建物内 3 人以上 8,000 円 1 日に 3 回以上の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 8,000 円 同一建物内 3 人以上 7,200 円	450 円 800 円 800 円 720 円	900 円 1,600 円 1,600 円 1,440 円	1,350 円 2,400 円 2,400 円 2,160 円
精神科訪問看護	料金	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 回目まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 回目まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 回目以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 回目以降 30 分未満の場合 5,100 円	555 円 425 円 655 円 510 円	1,110 円 850 円 1,310 円 1,020 円	1,665 円 1,275 円 1,965 円 1,530 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 【看護師又は作業療法士】	同一日に 2 人 週 3 回目まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 回目まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 回目以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 回目以降 30 分未満の場合 5,100 円 同一日に 3 人以上 週 3 回目まで 30 分以上の場合 2,780 円 週 3 回目まで 30 分未満の場合 2,130 円 週 4 回目以降 30 分以上の場合 3,280 円 週 4 回目以降 30 分未満の場合	555 円 420 円 655 円 510 円 278 円 213 円 328 円	1,110 円 840 円 1,310 円 1,020 円 556 円 436 円 656 円	1,665 円 1,260 円 1,965 円 1,530 円 834 円 639 円 984 円

	2,550 円	255 円	510 円	765 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
精神科複数名訪問看護加算	1 日に 1 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 4,500 円 同一建物内 3 人以上 4,000 円 1 日に 2 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 9,000 円 同一建物内 3 人以上 8,100 円 1 日に 3 回以上の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 14,500 円 同一建物内 3 人以上 13,000 円	450 円 400 円 900 円 810 円 1,450 円 1,300 円	900 円 800 円 1,800 円 1,620 円 2,900 円 2,600 円	1,350 円 1,200 円 2,700 円 2,430 円 4350 円 3,900 円
精神科複数回訪問加算	1 日に 2 回の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 4,500 円 同一建物内 3 人以上 4,000 円 1 日に 3 回以上の場合 同一建物内 1 人又は 2 人以内 8,000 円 同一建物内 3 人以上 7,200 円	450 円 400 円 800 円 720 円	900 円 800 円 1,600 円 1,440 円	1,350 円 1,200 円 2,400 円 2,160 円
訪問看護・精神科訪問看護加算	料金	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
24 時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算	2,500 円 5,000 円	250 円 500 円	500 円 1,000 円	750 円 1,500 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 2,650 円 月 15 日目以降 2,000 円	265 円 200 円	530 円 400 円	795 円 600 円
長時間訪問看護加算（週 1 回まで）	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
更に【特別管理加算算定の方】	2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
【長時間にわたる指導時】	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで 2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ベースアップ評価料	1,050 円	105 円	210 円	315 円
訪問看護医療DX情報活用加算	50 円	5 円	10 円	15 円

准看護師が訪問した場合は、所定単価数が 90/100
利用者負担額（1 割）の算出方法
① ②の計算による 1 ヶ月のサービス合計単位数×10 円＝〇〇円（1 円未満切り捨て）〇〇円－（〇〇円×0.9
又は 0.8（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	10,000 円	
休日緊急訪問	1,000 円	

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10 割）

項目	金額	説明
----	----	----

介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。
-----------	--------------	--

個人情報使用同意書

YMG 株式会社 はるかぜ訪問看護ステーション（以下、「事業者」という。）が提供する訪問看護サービスの利用にあたり、事業者、および事業者が開催するサービス担当者会議等において、私の個人情報を以下の通り使用することに同意します。

1. 使用の目的

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供、ケアプラン変更等に伴う関係機関との連携、および円滑なサービス運営のために必要な範囲内で、利用者の個人情報を使用します。

2. 個人情報の提供（使用）を行う範囲

- ・主治医（医療機関）との連携、および指示書のやり取り
- ・担当ケアマネジャー（居宅介護支援事業者）との連携、およびサービス計画書の共有
- ・他の介護サービス事業者や医療機関との連携、サービス担当者会議での情報共有
- ・審査支払機関への調剤報酬・介護報酬等の請求業務
- ・損害賠償保険等に係る保険会社、医療事故等の報告・相談
- ・その他、利用者の生命、身体、財産の保護のために緊急の必要があると判断される場合

3. 使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は、上記2に掲げる必要最小限の範囲内にとどめます。
- ・事業者は、個人情報の紛失、漏洩、改ざん等の防止のため、適切な安全管理措置を講じます。
- ・本同意書による同意の有効期間は、事業者との契約期間（更新後を含む）とします。ただし、契約終了後であっても、法令に基づく報酬請求等の事務に必要な範囲で、個人情報を使用することがあります。
- ・利用者は、事業者に対していつでも個人情報の開示、訂正、または利用停止を求めることができます。